

(仮称)富里市協働のまちづくり条例策定に向けて(共通認識事項)

目的

(共通認識事項を定める目的)

参加するすべての者が目的や考え方を共有し、信頼し合える関係が不可欠であり、そのためには一定のルールが必要となることから、協働の考え方や担い手となる主体者の役割など、富里市における協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項について共有することを目的とします。

1 富里市の協働について

社会的な流れ

国と地方は明治以来続いた中央集権的な行政システムに限界を呈し、新たな時代の要請から地方分権という流れが生まれ、平成12年4月地方分権一括法が施行されました。これによって、国と地方自治体の関係が対等・協力へと変化し、自らの進む道は自分たちで決め、自分たちで責任を持つという分権の時代が始まりました。

同時に、右肩上がりの経済成長は終焉し、三位一体改革などの影響も加わって、自治体財政は一層厳しさを増しています。さらには、少子高齢化社会が到来し、公共サービスのあり方も再検討を迫られて、自治体は今まさに時代の大きなうねりの中にいます。

そのような状況の中であって、地方自治体として自主・自立するためには、国と地方自治体との関係および行政と住民との関係における行政活動の根本的な見直しが必要とされています。また、そうした流れを具体化していくために、県や市町村においては新しい規範や仕組みづくりが喫緊の課題となっており、多くの自治体ではまちづくりの基本を「市民協働」や「市民自治」に求めています。この考え方は、その担い手となる市民の役割や活動に期待するところも大きく、結果としてその輪が広がれば、新しい「自助」「共助」「公助」の創造に発展し、その自治体を元気にし、最終的には市の活性化・自立にもつながる期待への高まりがあります。

さて、本市の状況はどうでしょう。

富里市は、昭和53年の成田空港の開港とともに人口が急増し、昭和60年に町制施行、つづいて平成14年には市制施行と、空港の開港以来、

市の人口は2.5倍強に増加しました。

しかしながら、近年では人口も5万人前後でほぼ横ばいで推移しております。千葉県の中で見回してみても、現時点では、千葉県下36市のうち人口規模は小さいほうから5番目、決算規模については少ないほうから2番目というのが現状であり、右肩上がりの勢いは失われ、これまでとは全く違う様相を見せています。また、人口急増期の転入者はまさに団塊世代で間もなく定年をむかえ始めようとしており、今まで他に比して緩やかに進んでいた少子高齢化も今後は顕著に進み、他の例外ではありません。このことは、労働人口の減少を意味し、従来水準の税収が確保がされない中で、福祉（介護保険や国民年金など）にかかる行政負担が加速的に増加することを意味しています。

これらの課題を克服するひとつの方法としての市町村合併は、基礎自治体としての行財政基盤の充実などを図るため全国的に広く行われ、富里市でも平成21年度を期限とする新合併法に基づく2市4町の合併を模索してきましたが、この構想は事実上困難という結論に達しました。

これまでも富里市では、自立した基礎自治体として国際空港都市の一翼を担うまちづくりを目指し、継続性のある自治体運営を行うため、平成15年度から行政改革に関する計画を策定し、平成19年度までに財源の確保や経費の節減が図られ、金額で示すと約10億8,000万円を超える効果を上げてきたことが公表されています。しかし、行政改革についても限界があり、従来型の行政運営（多様なサービスのすべてを行政が直接的に提供するような形態）で解決するには困難な課題が増えています。

経緯

行政では、ナショナル・ミニマムの達成度を高めることに主眼をおいたサービスとなっていました。ある程度ナショナル・ミニマムが達成された今、我々市民のニーズはそれぞれの価値観の基で多岐多様化しており、更には現場や当事者に対し迅速かつ柔軟でより即した対応が望まれています。公平で一律・規定化した一律な行政のサービス提供体制では解決が難しいものとなっています。また、少子高齢化社会の到来に対しては、行政改革など行政の取り組みだけで克服することは困難であり、公助（行政による対応）のみならず、共助（各種団体、地域社会や行政など様々な主体が連携して行う支援）についての可能性を切り拓いていくことが必要と

なっています。

私たち市民についても、同様なことがいえます。核家族化などが進むにつれ、過去には家庭や、隣近所、自治会などで解決してきた事柄を、地域の中で共同体として生活しているという自覚を忘れ他人任せにしている、又は行政に委ねている、委ねようとしている部分はないでしょうか。このことは地域社会の結びつきを再生することで、課題解決に向けた大きな力を発揮するものと考えます。

こうしたことから、いま本市においても、コミュニティ意識の希薄化・形骸化が問題となっている中で、少子高齢化や環境、防犯、防災、教育など地域社会の課題が複雑かつ多様化してきており、従来型では解決できなくなった課題に取り組むため市民がともに公共を担う仕組みづくりが必要です。

一方で、市内をみれば、自治会や地区社協、各種の団体など、市民が行政とともに、さまざまな場面でまちづくりを行っており、協働による取り組みが高まりつつあります。

富里市には「豊かなみどり」のほかにも、地域資源が豊富にあります。代表的なところでは、今年で26回を迎える「スイカロードレース」は、市民や各種団体・市の職員など約1500人のスタッフによって全国から集まる1万人を超すランナーを支えています。市の環境美化の一翼を担う「アダプトプログラム(道の里親)」には市民、企業団体など多くの参加がされています。最近では、子供たちの通学時の安全を確保するため市民の自主的なパトロールや横断歩道等での支援など、私たち市民には多彩な「マンパワー」があります。

市民や各種活動団体、行政が協働することにより、行政だけでは行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になります。こうした形で生まれたサービス(共助)は、地域社会に豊かさをもたらすものであります。

市民協働での事業は地域の課題解決であり、地域は協働事業の大きな舞台であります。地域社会がその領域を超え、特定の目的で私たち市民が行政や他の団体等と連携、協力を深め、まちづくりを進めることで、地域社会の再生にもつながるものと期待します。

課題

現在においても、市内ではさまざまな場面で協働の取り組みが行われています。そうした活動を継続すると共に、更なる発展と広がりを目指すためには、次のような課題があります。

市民が地域活動に参加できる環境の乏しさ

（まちづくりに関する情報の不足，まちづくりのイメージを持つことができるきっかけの不在，様々な人との出会いや交流の不足など）

市民団体（地縁組織から NPO までを含む）の活動が広がる環境の乏しさ

（団体間の壁，地域における団体交流の場や機会の不足，ネットワークの不在，共助に対する中間支援の不足など）

市民が自発的に議論する環境の乏しさ

（市民がアイデアを提案できる場や機会の不足，市民の意見が市の事業展開に有効に反映される手続保障の不足など）

行政が各事業の展開において市民参加・参画を保障する環境の乏しさ
（権利保障の不在，参加・参画手続きの不在，市民や地域へのエンパワメント（権限付与）の不足，中間支援の不足，職員が現場を知らない状況など）

市民と行政とをつなぐ環境の乏しさ

（協働を促進する媒介窓口の不在，協働事業を促進する体制の不在）

目指すべきまちの姿

明治22年富里村が誕生して以来、先人のたゆまぬ努力により育まれた富里を、~~は、現在、都市の魅力と田園の魅力が共存し、未来に向け限りない可能性を秘めた市に発展してきました。この富里市の歴史を継承するとともに、我々の抱える多くの課題を我々自身が連携・協力しながら解決し、さらに心豊かで愛着のある市へと発展させ次代に引き継いで行くことが、私たちの使命です。~~

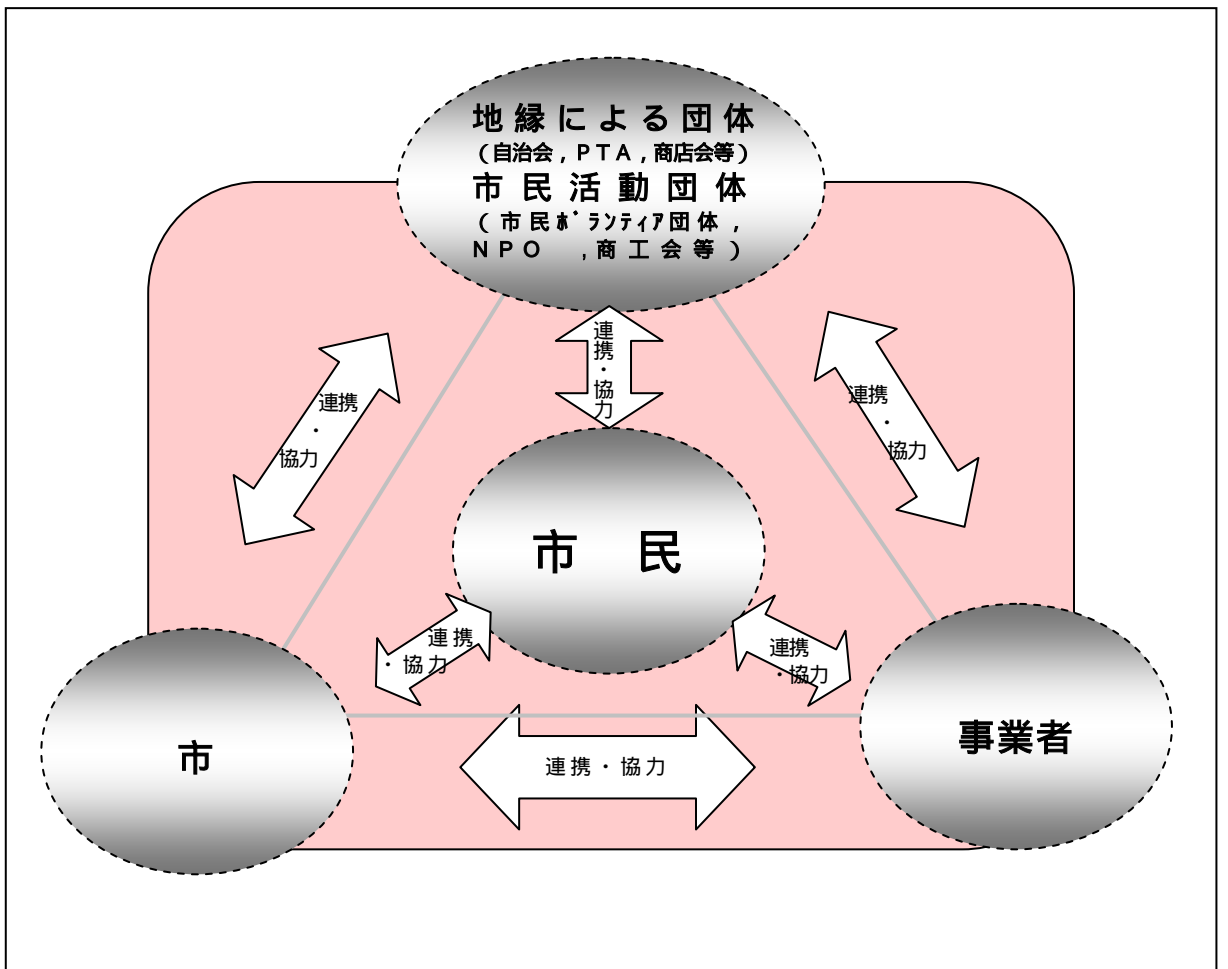
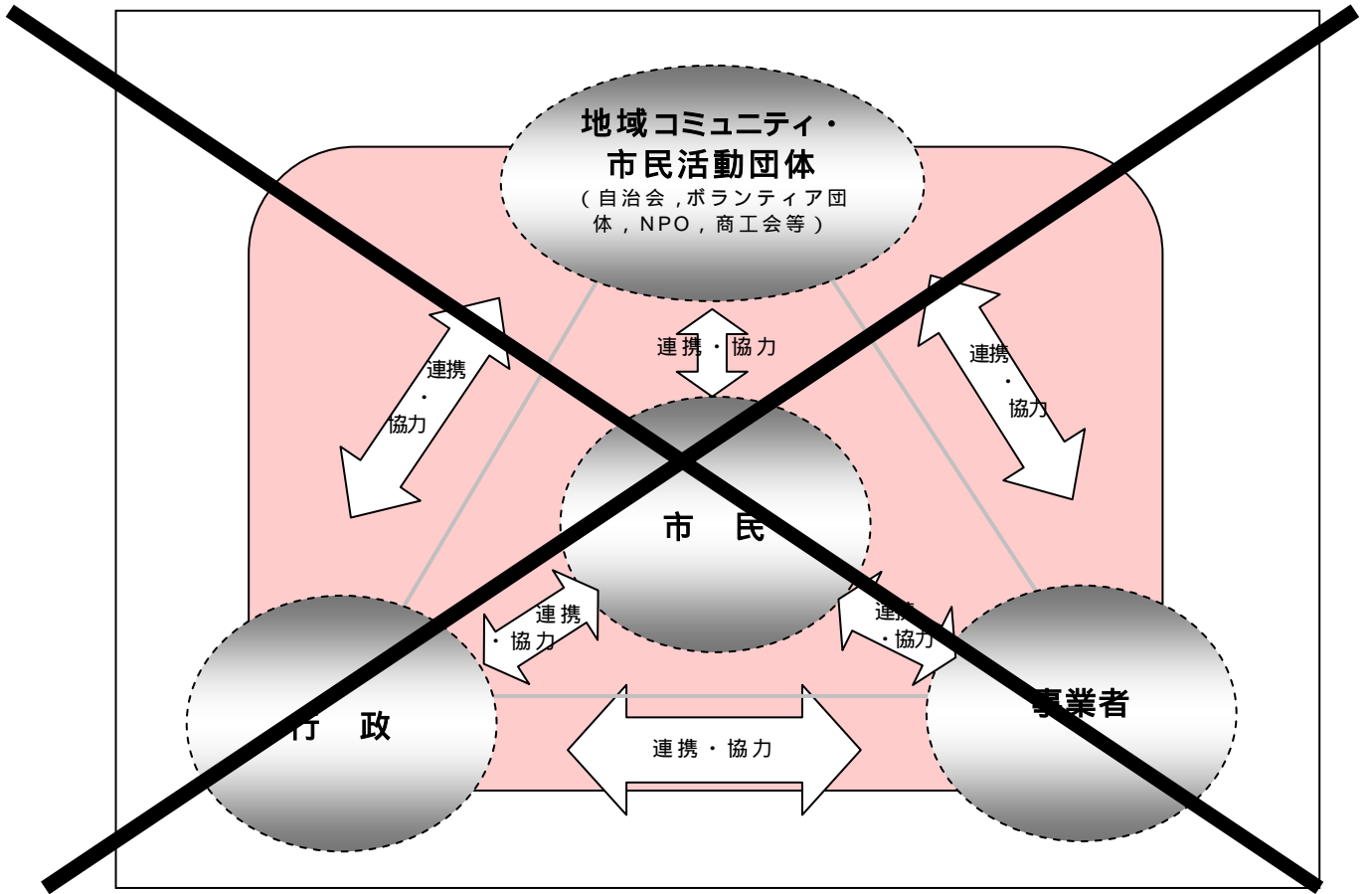
この思いを市民と市が共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。協働によるまちづくりは、市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され、市民と市が互いを理解しながら目的を共有し、市民相互及び市民と市の連携・協力をもって、協働によるまちづくりを推進します。

~~そのためには、まず、私たち市民が、自らまちづくりに参加するために必要な課題を整理する必要があります。~~

そして、富里市で活動するすべての者が信頼と協力という『絆』を育み、課題を解決するための環境を整えることにより、市民の地域活動への参加を容易にし、市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、更には市の施策に参画し、市と共にまちづくりを進めます。

(仮称)富里市協働のまちづくり条例は、その環境を形付け、富里市で活動する者の権利や役割などを定める基本的なルールです。



協働の基本的な考え方

「協働」にこめられた思いを市民，行政が共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。協働のまちづくりは，行政が市民に負担を強いるものでも，市民が行政に強要するものでもありません。

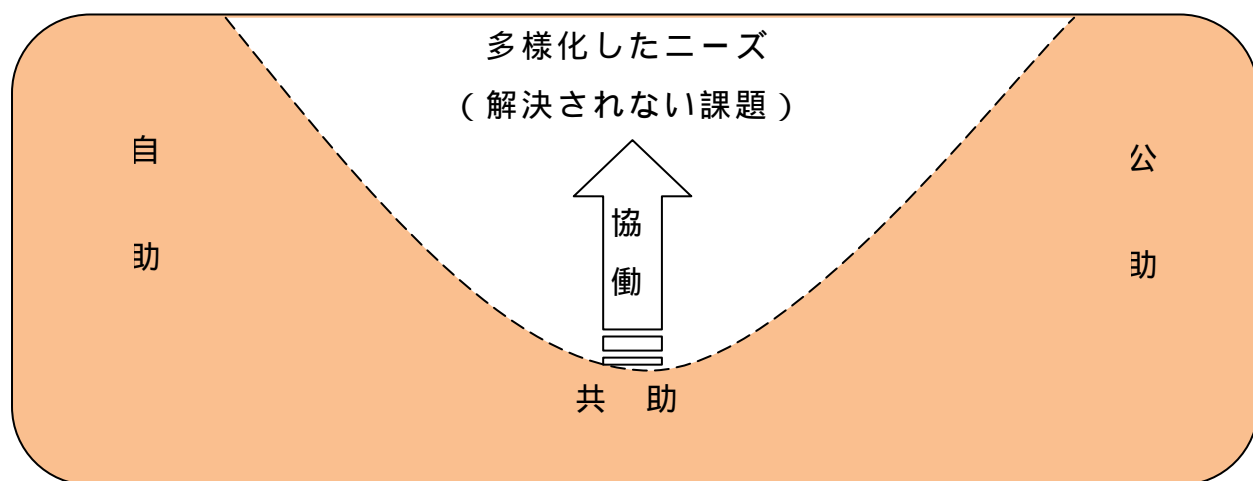
市民の自主性が尊重され，市民も行政を理解しながら目的を共有し，市民相互及び市民と行政の連携・協力をもって，協働のまちづくりを推進します。

そして，目的を達成するために，行政と市民がともに課題解決に向けた検討をするための環境(情報の共有，団体間の連携，市政への参画など)を整え，まちづくりに参加・参画することが必要です。

また，市民の権利と自立，行政の役割と責任などを明確にして，行政・公益組織・市民活動団体などが協働のまちづくりを実践し，更には市民一人ひとりが，協働のまちづくりに自らの意思で参加することが必要です。

私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点を解決するために，これからは，「できることは自分でする(自助)」，「自分で解決できないことは，できる人や団体，地域，行政とともに(共助)」，「それでもできないことは，行政を主体として補う(公助)」という考え方を基本に協働を進めます。

そして，『市民』，『市民活動団体』，『公益組織』，『企業』，『行政』などがそれぞれ内側に閉じこもり，見えない壁を作ってきたことから生じる社会の断片化を解消し，地域の多様な主体や諸資源が結びつくを結びつける『絆』を育むことにより，柔軟な自己決定をなしうる継続的で小さな「新たな公共」を創出することにより，地域社会の再生につなげるものです。



2 言葉の定義

~~——市民—— 市内に在住し，在勤し，又は在学する個人，これらの個人が主体となって構成され市民活動を継続的に行う団体及び市内で公共的な活動を行う団体を含めたものをいう。~~

~~——市—— 市長その他の市の執行機関をいう。~~

~~——事業者—— 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。~~

~~——市民活動—— 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動で，公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを除く。~~

~~・ 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動~~

~~・ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動~~

~~・ 特定の公職(公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動~~

~~——協働のまちづくり——~~

~~市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し，共通の目的に向かい，責任及び役割分担を明確にし，対等な立場で共に協力して，地域社会を形成するため，市民及び市が行う公共の利益に資する活動をいう。~~

協働

『協働』とは、まちづくりの主体である市民と地縁による団体、市民活動団体、市など、多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を知り、尊重しながら協力しあい、共に目的を持って行動や活動することをいいます。

まちづくり

安心安全で快適に暮らせるための防犯・防災活動や環境保全・環境美化活動、保健・福祉活動など、「住み良い豊かな地域社会」をつくるための活動や地域資源を活用し、市の活性化を図る事業に加え、共に学びあい、文化や歴史を保全し、交流する活動により、地域コミュニティを活性化する活動を『まちづくり』とします。

市民

『市民』を年齢や性別、国籍を問わず、子どもからお年寄りまで、障害のある方もない方も、富里市で活動するあらゆる個人を指します。

地縁による団体

地域では、自治会をはじめとして、子ども会やシルバークラブ、PTA、商店会など主に地縁によるつながりなどを持ち、地域性と共通意識を基盤に、地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的（自らが決定して行うさま）に形成された団体などにより様々な社会活動が行われています。このように、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深めたりする活動に関わる組織や団体を『地縁による団体』とします。

また、いわゆる認可地縁団体（地方自治法の規定により市長の認可を受けた地縁による団体）も含まれますが、それより大きな枠組みを示します。

市民活動団体

このあとに記述する、「市民活動」を組織的かつ継続的に実施している団体を示します。

社会貢献活動をする団体とは、市民ボランティア団体に加え、民生委員児童委員協議会や保護司会、区長会、更には社会福祉協議会や商工会などを含みます。また、近年ではNPOが特定非営利活動促進法などの法的な基盤整備により法人化が進むなど、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。市外に所在する団体であっても、それが市内で、公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う又は行おうとする場合はこれも含むものとします。

事業者

営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことをいいます。

市

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。

市民活動

市民等が自ら課題を見つけ、自発的かつ自主的に取り組む社会貢献活動をいいます。

なお、市民活動からは宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動、特定の候補者や政党を支持するなどを目的とする活動を除きます。

地域コミュニティ

協働によるまちづくりにおいては、地域の課題解決などに向け、「地縁による団体」、「市民活動団体」、「事業者」が互いに信頼し、力を合わせ協力することが非常に大切なものとなることから、これらの団体を『地域コミュニティ』と位置づけます。

3 協働の担い手とその役割

市民 市民は、まちづくりに参加する権利、市政に対して意見を提言する権利、市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有すると共に、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、市民活動に進んで参加するように努めるものとする。

市 基本理念に基づき、協働のまちづくりによる自治運営を推進するために必要な基本的かつ総合的な施策を策定し、措置を講じなければならない。また、市は、協働のまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとともに、市政における市民の参画機会を積極的に提供するものとする。また、市職員は協働のまちづくりについて認識を深め、自己啓発に努めることとする。

地縁による団体 地域のことは地域が一番よくわかっています。こうしたことから、地縁による団体は、安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために、地域住民が絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に取り組むと共に、様々なまちづくりの主体と交流及び連携に努めるものとする。

市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努め、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりを推進するとともに、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

事業者 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに対する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

4 実現に向けて

富里市で活動するすべての者が『絆』を育み、市民の地域活動への参加を容易にし、市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、更には行政の施策に参画し、市と共にまちづくりを進めることを、協働によるまちづくりを推進する上での目指すべきまちの姿としました。

この目標を実現するためには、協働によるまちづくりを推進するうえでの課題を多角的に洗い出し、課題を解決するための方策を検討することが必要と考えます。

そして、(仮称)富里市協働のまちづくり条例の策定に当たっては、それらの事項を踏まえ包括的に受け止めることが必要です。

条例素案の骨格		方策例	委員会等の具体的提案等
協働の推進	活動の場等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設利用の減免 イベントなどの開催による施設開放 地区集会所や公園など地域コミュニティ活動の場の支援の検討 公共用地の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 建物に限らず、地区の公園を活動拠点に
	環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 基金の創設 コーディネート機能の育成 プラットフォーム的団体の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの職員数など体制に問題がある 1000件の依頼調整及び担い手との面談には常時2人は必要 活動費不足
	市民主導のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民提案制度 市民協働モデル事業 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育を充実させる
	行政運営	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直し 窓口の一元化 行政提案型協働事業 組織の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金については、行政側が複式簿記や勘定科目の処理を認める。 学区担当の職員・議員・他役員も加わって、地域のことを考えて、人と人のつながりを広げていく。 団体の自主的交流が動き出すまでの間、行政が交流を取り持つ 行政が公正対等に結果を評価し、それに見合った財政支援を行う制度や仕組みをつくる。
	担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> 人材バンク 体験学習(ボランティア体験) 創年セミナー ボランティアセンターの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生の親の協力性が欠けており、他人まかせの方が多い 小さな子どもからお年寄りまでが参加できるイベント 若い世代から年配者でも楽しめるよう活動、内容等を構成する 自治会におけるリーダー後継者難克服 同様の目的を持つ団体の実態把握 体験と通じて、今まで関わりのないものに興味を持ってもらう。 地域デビューのきっかけをつくる
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> リーダー養成 各種講座 	<ul style="list-style-type: none"> 勉強会を行政側主催になると参加者が多くなる

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習(ex.生涯学習アシスト講座) ・ ふれあい講座の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会活動を新規住民に知ってもらうことで参加メンバーを増やす ・ 熱意あるリーダーの存在 ・ 体験と通じて、今まで関わりのないものに興味を持ってもらう。 ・ リーダーとしての講習会(時代にあったものや考え方でマンネリにならないようにする。 ・ リーダーの養成,サポートを市,自治会が行う。
情報の提供及び共有	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信(情報誌・広報・ホームページ等) ・ 障害者に対する配慮 ・ 受付等でホームページ・広報を検索するシステム ・ 防災無線の個別受信 ・ 市政協力員の回覧の活用 ・ 受けた側に伝わるような情報の提供の方法(「行政用語」はダメ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 興味を持ってもらえるようなアピール ・ 地域で民生委員が主になり,住民と もっと積極的にふれあう機会や場づくりをする ・ 民生委員のやりがいや,地域の様々な情報がよく分かるメリットなどをもっと知ってもらう機会 ・ 会をどうしていきたいか・何をしたいのかを“考える”事がもっとも重要な事だと思ふ ・ 必要な団体だと云う事の啓蒙活動 ・ 犯罪情報の公開 ・ 大切な仕事を果たしていることを地区住民へ知らせること ・ 活動内容を学校・PTA にも知ってもらう。一緒に話し合う場が必要なのでは。 ・ 市民に情報を公開する場を増やす。(回覧,とみさと広報等) ・ 新規住民に対し自治会活動を知ってもらう。 ・ 活動を広報・会議・口コミなどで繰り返し行う ・ 広報とみさと,その他回覧や配布物で取り組みを知らせる ・ 地域,各団体活動の組織を利用して,運営委員会を作る。 ・ 学校を通じた配信 ・ 若い人たちが欲しい情報 ネット配信等
	情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムの開催 ・ 交流会の開催 ・ (仮称)小学校区協議会 ・ 市民委員会 ・ 行政資料室のようなコーナー ・ 地域団体の把握(ネットワーク組織を含む) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代との接点がないので,子どもたちを通じての接点(交流)が必要 ・ 団体間の連携がない為,同じような運動している人たちとの交流がないので。他の団体との積極的な交流 ・ 他の団体との連携を大事にしていきたい ・ 他地区との交流を図り,志気高揚を図る ・ 出合いの場を設ける ・ 情報交換・交流について,場所・機会の充実 ・ 学区内の民生児童委員,その他地域の有力者に,年間の活動事業計画を渡し,適宜中間の報告を行う ・ 協働まちづくり委員会を組織し,各団体が情報交換できる仕組みづくり ・ 行政,団体間の共通問題点の意見や情報交換 ・ 勉強会,講習会,講座等(講師は各

				団体から) ・ 出合いの場作り(情報の提示,連携,コミュニケーション,活動内容の伝達) ・ 同様の目的を持つ団体の実態把握 ・ 垣根のない交流の機会づくり ・ 学区担当の職員・議員・他役員も加わって,地域のことを考えて,人と人のつながりを広げていく。 ・ 人材や団体情報の集約,データベース化
市政への参画	仕組づくり	政策形成過程への参画	・ 情報公開 ・ 制度による保障	
		市民参画の方法	・ パブリックコメントの保障 ・ ワークショップ等 ・ パブリックインボルブメント等	
		附属機関等の委員	・ 公募委員の拡大	
協働推進委員会	仕組づくり	設置目的	条例の実効性を高める	・ 条例を育てるためには見直しが必要となる ・ 計画的に,進行を管理し,評価することが必要
		所掌事務	条例の適切な運用,条例の見直しに関すること 協働によるまちづくりや市政への参画の推進施策,地域コミュニティ活動や市民活動の促進に関する施策等について検証・審議し,意見を述べること	